

女性活躍推進法に基づく 特定事業主行動計画

令和5年4月

岐阜地域児童発達支援センター組合

岐阜地域児童発達支援センター組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和5年3月31日決裁
岐阜地域児童発達支援センター組合管理者

岐阜地域児童発達支援センター組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき岐阜地域児童発達支援センター組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき岐阜地域児童発達支援センター組合において、それぞれ女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、岐阜地域児童発達支援センター組合において女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

目標

令和5年度までにおいても、職員の年次有給休暇の平均取得日数を令和3年度の取得日数13.0日以上とする。

<取組内容>

- ・年次有給休暇に対する職場の意識改革を進め、年次有給休暇を取得しやすい風土や意識を醸成し、最低でも年間5日はすべての職員が休暇と取得するよう推奨します。
- ・所属職員の年次有給休暇の取得状況を把握し、計画的な年次有給休暇の取得を指導します。
- ・以下の年次休暇の取得を推奨するとともに、これらの日には、できるだけ会議等を開催しないよう努め、連続した年次有給休暇の取得を促進します。
 - ① 月曜日や金曜日と土日を組み合わせた年次有給休暇の取得
 - ② 国民の祝日やと特別休暇等（ゴールデンウィーク、子どもの夏休み）と組み合わせた年次有給休暇の取得
 - ③ 入学式、卒業式、授業参観、学芸会、運動会、PTA活動等子どもの行事に関する行事や地域活動、ボランティアに参加するための年次有給休暇の取得
 - ④ 職員や家族の誕生日、結婚記念日等のための年次有給休暇の取得

目標

令和5年度までにおいても、職員の1年間の平均時間外勤務時間を令和3年度の91.5時間以下にする。

<取組内容>

- ・定時に帰れない職員の業務分担の見直しを定期的に行い、各職員の業務量の平準化を図る。
- ・小学校就学始期に達するまで子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限する制度について、周知徹底を図る。

目標

令和5年度までに、子の看護のための休暇を利用可能な職員（1名）の取得日数を令和2年度の一人当たり年間5日とする。

<取組内容>

- ・子の看護を行うための休暇を取得しやすい職場の環境づくりに努め、職員の子育てを支援する。

<評価>

1 職員の年次有給休暇の平均取得日数

- ・令和4年度実績 10.9日

→元年度9.4日、2年度10.6日、3年度13.0日と改善している。

2 職員1年間の平均時間外勤務時間

- ・令和4年度実績 97.4時間

→平成30年度155.6時間から令和元年度102.4時間、2年度86.4時間、3年度91.5時間と少しずつ改善している。

3 女性職員の割合

- ・77.8% (7人/9人)

4 令和5年採用「採用試験の受験者の総数に占める女性割合」

- ・100.0% (5人/5人)